職業倫理綱領

平成20年9月18日制定

豊田厚生病院は、地域医療を守り、地域住民の疾病予防と健康増進に寄与するために、職員が遵守すべき基本的行動基準を病院倫理綱領として次のとおり定めます。

- 1. 私たちは、医療を必要とする人のために、優しさと温かさをもって接するとともに、 最善の医療を提供し、信頼を得るように努めます。
- 2. 私たちは、他の医療関係者と協力して地域住民の疾病予防と健康増進に力を尽します。
- 3. 私たちは、医療に携わる者として、この職業の尊厳と責任を自覚し、常に知識と技術の習得に努めるとともに、教養を深め、品格を高めるように心掛けます。
- 4. 私たちは、医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規 範の遵守および法秩序の形成に努めます。

医療倫理綱領

平成25年11月1日施行

豊田厚生病院の「理念」、「基本方針」、「患者の権利と責任」に基づき、臨床における医療倫理に関する綱領を下記のとおり定めます。

- 1.患者個人の宗教、信条、国籍、価値観等に配慮し、良質で安全な医療を平等に提供します。
- 2.社会的倫理が関与すると考えられる診断及び治療については、関係法令、ガイドライン 及び当院各種マニュアル等に沿った医療を提供します。
- 3.医学の進歩に必要な研究の実施や倫理的問題を含む医療行為等については、治験倫理審査委員会等で審議を行います。